

小売電気事業の在り方について

2022年 6月30日

資源エネルギー庁

本日のご議論について

- 小売電気事業の在り方については、本年 1 月以降、本小委員会においてこれまで御議論いただいたところ、今後の方向性と検討すべき論点を整理させていただいたので、本日御議論いただきたい。

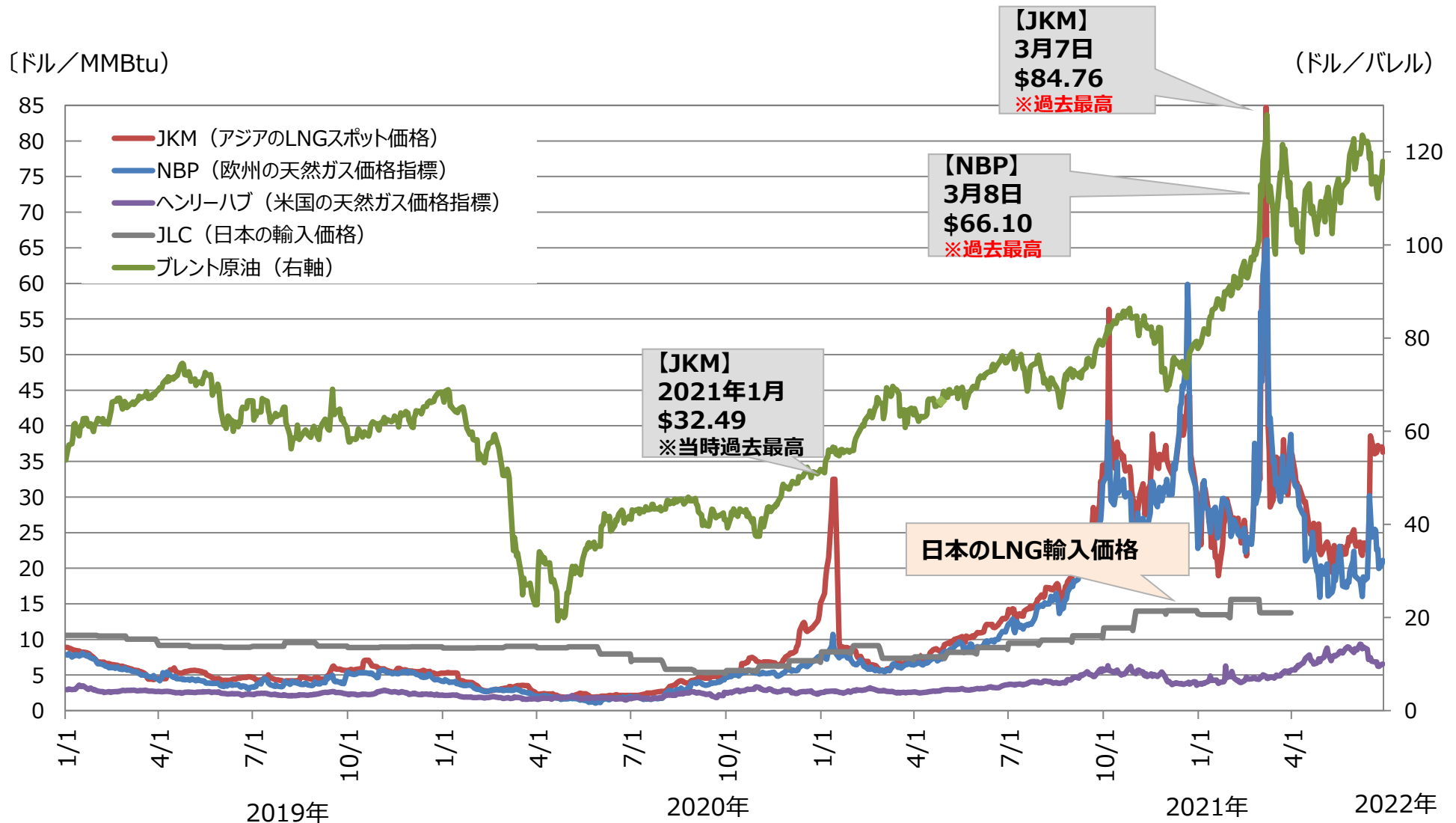
- 1. 小売電気事業を取り巻く事業環境**
2. 小売電気事業に対する規律
3. 小売電気産業の方向性

小売電気事業を取り巻く事業環境

- 世界的な燃料価格の高騰の影響もあり、卸電力取引市場価格のボラティリティは一層高まっている。燃料価格、スポット価格、先物価格は、昨年来上昇傾向。そうした中で、本年2月のロシアによるウクライナ侵攻により価格はさらに上昇。今後も、ロシアから欧州への天然ガスの供給状況等諸外国におけるエネルギー供給情勢の変化が、我が国の燃料輸入価格、さらには卸電力取引市場価格に影響を与えることが考えられる。
- 足下の卸電力取引市場価格や先物市場価格が電力・電灯平均単価の水準に至っていることを踏まえれば、小売電気事業者やこれから小売電気事業の登録を申請しようとする事業者は、従来どおりのビジネスモデルでは事業の継続は必ずしも容易ではないということに留意しながら、小売電気事業に参入し、市場リスクの管理を適切に行いながら事業を展開することが必要。
- 現に、昨年1月以降に、破産、会社更生、民事再生及び特別精算に至った小売電気事業者は19社、この他に休廃止に至った小売電気事業者は21社である（令和4年6月16日時点）。

(参考) 直近のLNG価格の推移

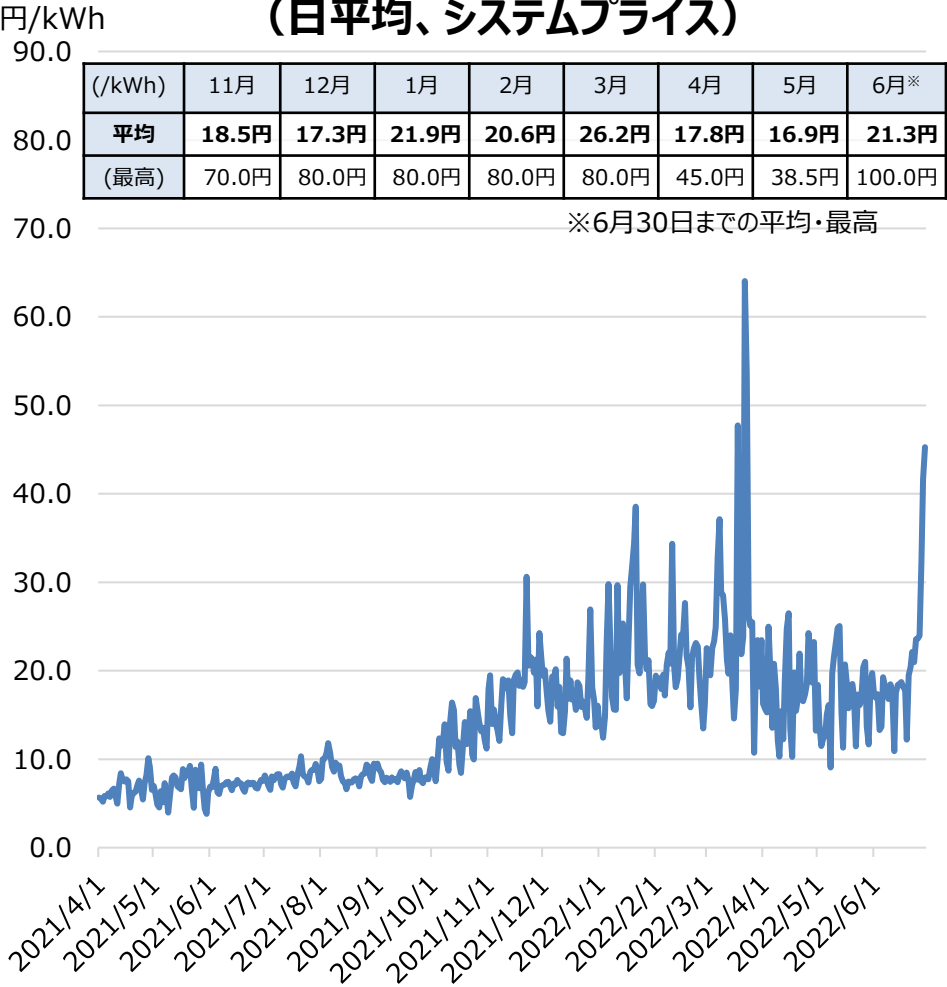
- 世界のLNG・天然ガス価格の動向は相互に相関を強めており、足元では、米欧アジア各地域でLNG・天然ガス価格が、例年に比して高騰している。



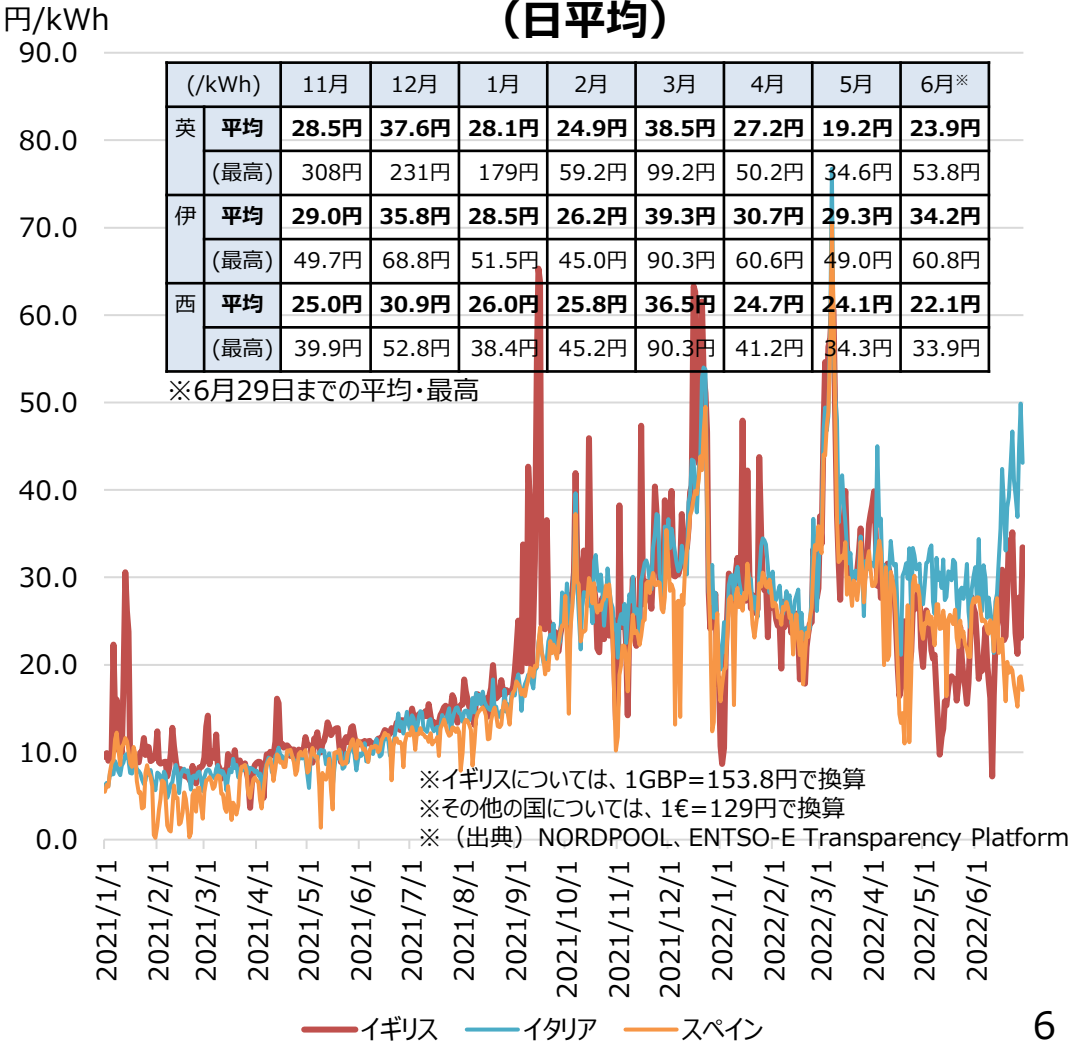
足元の電力市場（スポット市場）の価格推移

- 秋口以降、諸外国の電力市場価格は高騰。日本は諸外国に比べれば相対的に低いものの、18.5円/kWh（11月）→17.3円/kWh（12月）→21.9円/kWh（1月）→20.6円/kWh（2月）→26.2円/kWh（3月）→17.8円/kWh（4月）→16.9円/kWh（5月）→20.4円/kWh（6月）と推移。

日本のスポット市場の価格推移 （日平均、システムプライス）



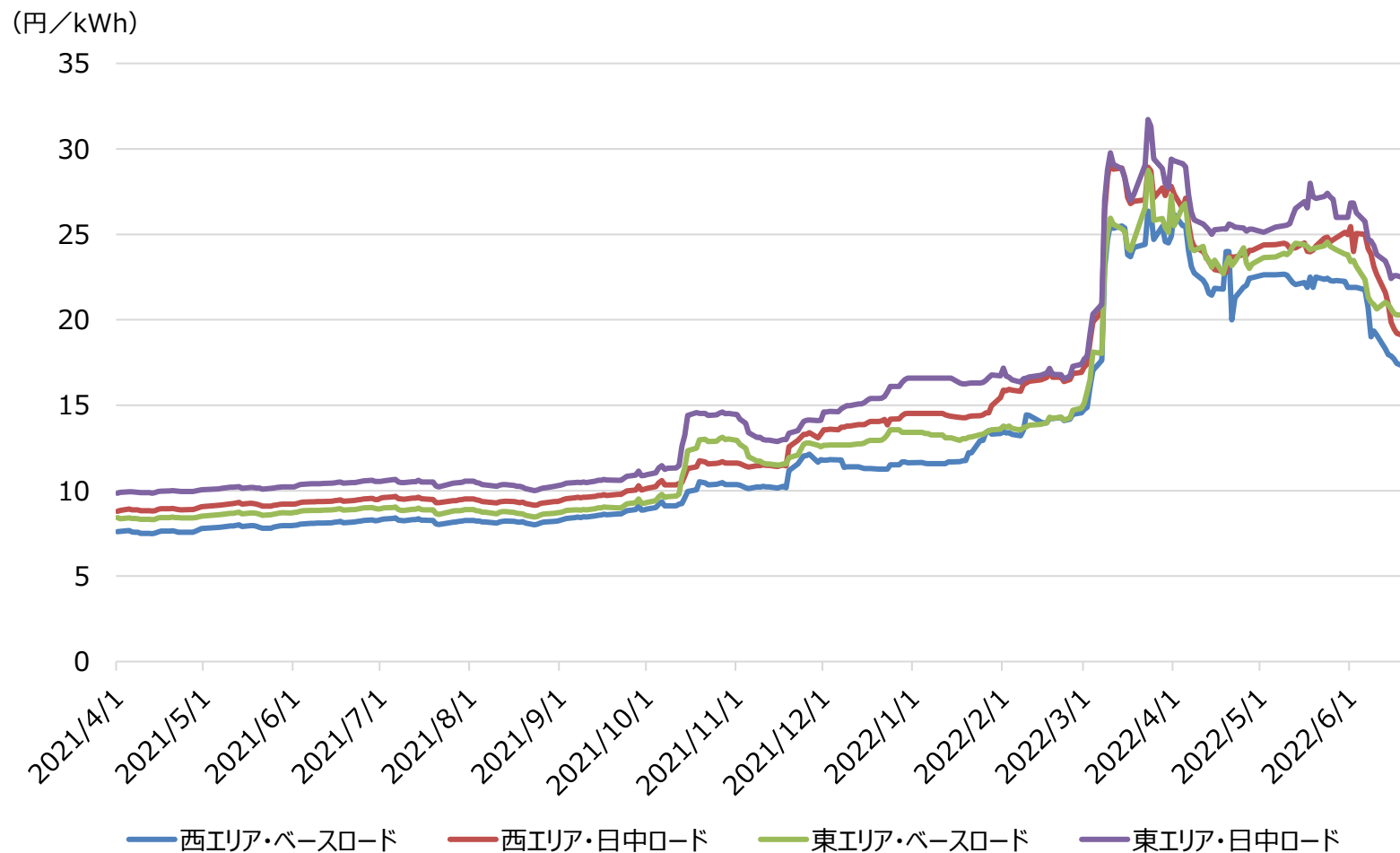
欧州各国のスポット市場の価格推移 （日平均）



(参考) 電力先物価格の推移 (2022年6月限)

- 3月に入り、電力先物価格は高騰。

電力先物価格の推移 (2022年6月限の商品、TOCOM)

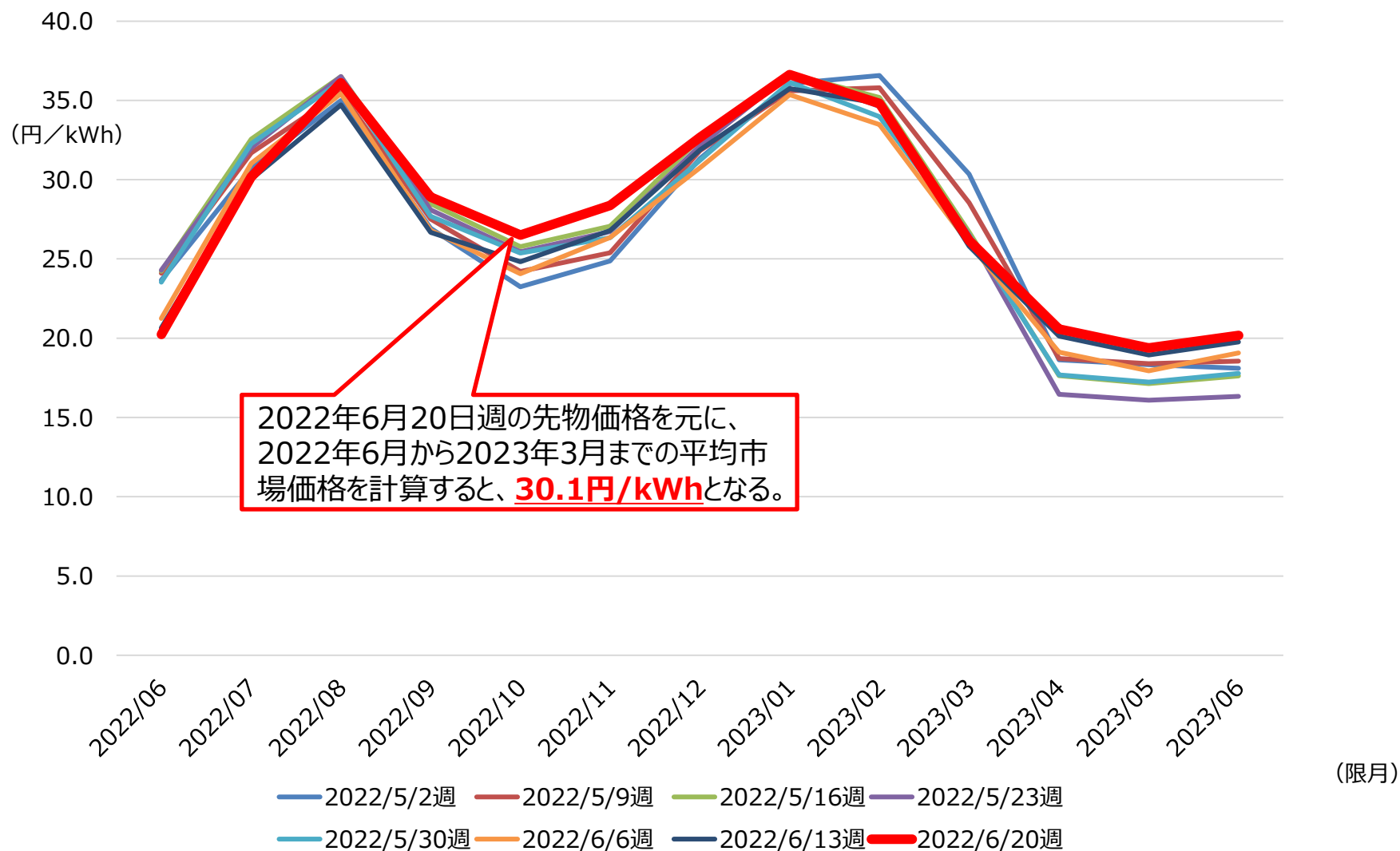


※2022年6月29日までのデータ

※日本取引所グループ (JEPX) のデータ (<https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/reference/electricity/index.html>) を参考に資源エネルギー庁作成。

(参考) 電力先物価格の推移 (各限月)

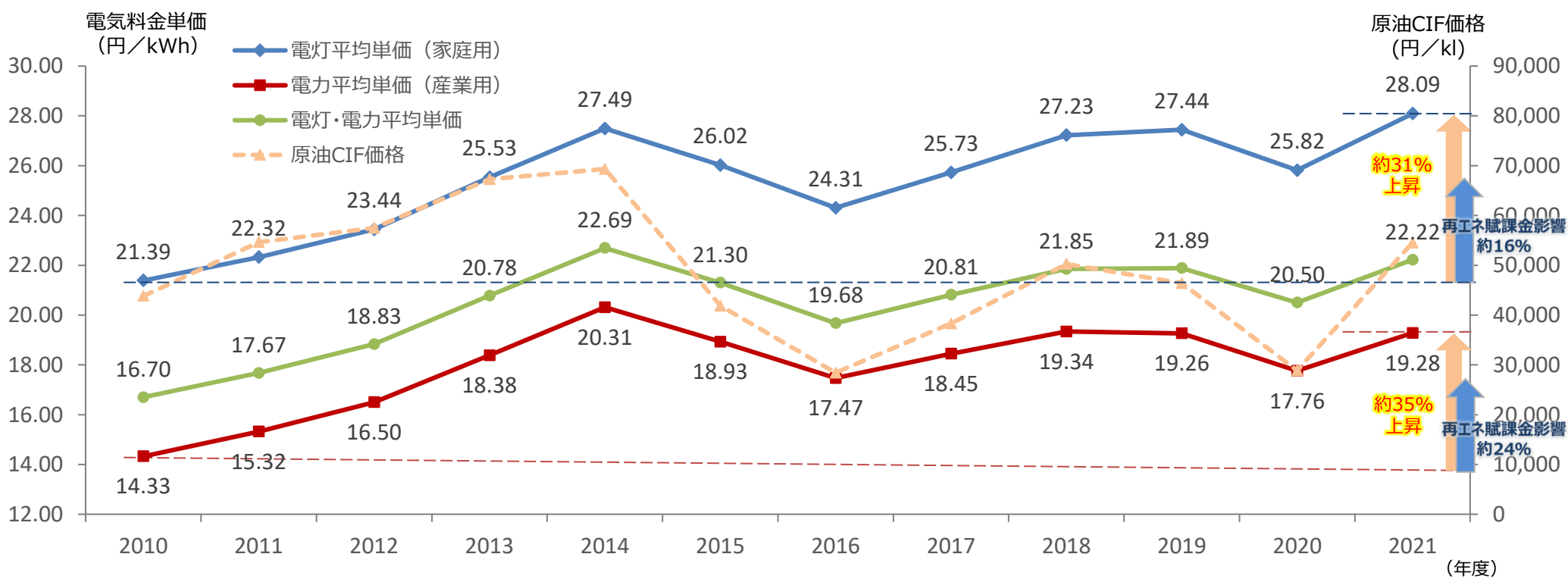
電力先物価格の推移 (各限月週平均、東エリア・ベースロード、TOCOM)



※2022年6月29日までのデータ

電気料金平均単価の推移（2010年度以降）

● 震災前と比べ、2021年度の平均単価は、家庭向けは約31%、産業向けは約35%上昇。



	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
再エネ賦課金 (円/kWh)	—	—	0.22	0.35	0.75	1.58	2.25	2.64	2.9	2.95	2.98	3.36
原油CIF価格 (円/kl)	43,826	54,650	57,494	67,272	69,320	41,866	28,425	38,317	50,271	46,391	28,863	54,509
規制部門の料金改定	—	—	東京↗	北海道↗ 東北↗ 関西↗ 四国↗九州↗	中部↗	北海道↗ 関西↗	—	関西↘	関西↘	九州↘	—	—

1. 小売電気事業を取り巻く事業環境
- 2. 小売電気事業に対する規律**
3. 小売電気産業の方向性

小売電気事業に対する規律

- 小売電気事業は、国が定める電気事業法等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款、電力広域的運営推進機関や一般社団法人日本卸電力取引所が定める諸ルールにより規律されている。
- 足下の小売電気事業のリスクが顕在化してきている中で、**需要家保護や国民負担の抑制の観点**から、**新たな課題に応じた規制**が必要と考えられるのではないかな。
- 他方、小売全面自由化以降、700者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初は想定していなかった、新たなビジネスモデルも出現。こうした**事業機会の更なる拡大の観点**から、**規制の合理化**が必要と考えられるのではないかな。

新たな課題に応じた規制の必要性

・需要家保護の観点：

需要家は、小売電気事業者に託送料金の未払い等が生じている中でも、その事実を知ることなく、当該小売電気事業者へスイッチングしてしまう可能性がある。

・国民負担の観点：

小売電気事業者がこのような形で事業を拡大し、結果として撤退に至れば、これら不履行となった債務は、託送料金として、広く国民の負担となる。

規制の合理化の必要性

・事業機会の更なる拡大の観点：

- ① 自社グループ会社に対して電力供給を行うことを主目的とするもの
- ② 蓄電池を活用し、電力市場取引における需給安定化等を主目的とするもの
- ③ トレーディングを主目的とするもの
- ④ 卸供給を主目的とするもの

新たな課題に応じた規制の在り方（託送料金等未払い問題）（1/2）

- 小売電気事業者が破産等のケースにおいては、託送料金等を未払いのまま事業撤退しているケースがあり、託送料金等の未払い額が生じている。
- 需要家保護の観点からは、需要家は、小売電気事業者に託送料金等の未払いが生じている中でも、その事実を知ることなく、当該小売電気事業者へのスイッチングをしてしまう可能性がある。
- 国民負担の観点からは、小売電気事業者がこのような形で事業を拡大し、結果として撤退に至れば、これら不履行となった債務は、託送料金として、広く国民の負担となる。
- 現在は、需要家や国が、託送料金等の未払い額を把握する仕組みがないため、**今後、制度的な対応に向けて、検討を進めていくこととしてはどうか。**
- 今後、検討すべき論点としては、以下の項目が考えられるが、この他にも論点があるか。
 - ① **需要家や国が託送料金等の未払い額を把握する方法**
（需要家や国に情報提供する主体、情報の正確性の確保、需要家にとっての理解容易性等の観点からの検討）
 - ② **国が情報を把握した場合に講ずべき措置**（ストレステスト、行政処分の在り方等の検討）
 - ③ **託送料金等の未払い額以外に需要家や国が把握すべき未払い額**（需要家保護や国民負担の抑制の観点から検討）

新たな課題に応じた規制の在り方（託送料金等未払い問題）（2/2）

- 前回の本委員会では、託送料金、インバランス料金について未払いが生じていることをお示した。
- こうした未払いが生じている小売電気事業者において、他の事業者への事業承継を検討することも想定されるところであるが、電気事業法においては、「小売電気事業の全部」を承継する場合には承継事業者が事業内容の全てを引き継ぐことになることから、事後届出（第2条の7）で、その地位を承継することでき、かかる届出を受理したときは、小売電気事業登録簿へ登録（以下「変更登録」という。）することとされている※。事業内容の全てとは、小売電気事業に係る権利関係（債権・債務）を含むものであり、託送料金やインバランス料金等の債務も対象となる。

※小売電気事業の一部を承継する場合には、承継先が新規登録（第2条の2）を受けることが必要。

- 他方、承継の届出は、事後手続であるが故に、承継後に届出が提出されることとなるため、届出にあたって相談等があった時点で債権・債務の一部が承継されていないにも関わらず、実態上、承継事業者による小売供給が始まっている事態も想定されるところである。
- こうした事態を未然に予防するため、以下の内容を業界内に周知することとしてはどうか。
 - ①託送料金、インバランス料金等を含む全ての債権・債務の承継が地位を承継するためには必要であること
 - ②全ての債権・債務が承継されていないにもかかわらず、小売電気事業者としての営業を続けることは無登録営業となり、電気事業法上、問題となること
 - ③電気事業法における「承継」に該当するか疑義がある場合には、資源エネルギー庁に相談すること

(参考) 論点 1 : リスク管理について

2022年5月27日 電力・ガス基本
政策小委員会資料3-3

- 前々回の委員会において、リスク管理に関する需要家への情報提供について、リスク評価は経営上の機微情報であり公表は難しいこと等の御指摘をいただいた。
- 他方、これに対し、以下の課題についてどう考えるべきか。
 - － **需要家保護の観点**：需要家は、小売電気事業者に託送料金の未払い等が生じている中でも、その事実を知ることなく、当該小売電気事業者へスイッチングしてしまう可能性がある。
 - － **国民負担の観点**：小売電気事業者がこのような形で事業を拡大し、結果として撤退に至れば、これら不履行となった債務は、託送料金として、広く国民の負担となる。
- こうした課題に対し、例えば以下のような論点についてどのように考えるべきか。
 - － **需要家が把握すべき情報**（事業者負担と、既存・新規需要家が把握すべき情報のバランス）
 - － **国が把握すべき情報** ※現行では、国はこうした債権債務関係の情報を把握する仕組みがない
 - － **国が一定の情報を把握した場合に講ずべき措置**
 - － **事業者実態に応じた配慮事項**

(参考) 前々回の委員御意見

- **リスク管理の状況についてということだとしたら軽々に情報提供すべきではない。**前にもガイドラインを出すときにも同じ議論をしていたと思うが、**リスク管理の方法は経営の非常に核になるところなので、どんなリスク評価をして、どんな対応をとるのか本当に機微情報になる。**上場会社であれば、有価証券報告書の中で、事業等リスクという形で開示されているし、自発的なリスクレポートを開示する事業者が海外ではあるが、ここを事業者が強制することは負担であり、かつ、**事業経営の機微情報が出てしまうということで、あまり好ましくはない**と考えている。また、こういったリスク管理をしているという、自社の報告の提供というのも、1回やったことがあるというかなり軽いものだ、それは需要家に対するミスリードになるので、かなりリジットな情報じゃないと意味がない。**出された情報を需要家が理解できるのか、というのも難しいので、その辺りもよく考えるべき。**

(参考) 託送料金等の未払いに伴う社会的な影響について

2022年5月27日 電力・ガス基本
政策小委員会資料3-3

- 託送料金やインバランス料金の未払い額は、一般送配電事業者10社合計で約450億円にものぼることがわかった（※）。
- （※）2020年4月～2022年4月（5月で更新できる社は、5月時点まで）の期間において生じた託送料金とインバランス料金の未払い額の合計額を示している。
- 上記未払い総額のうち、その大部分が貸倒損として未だ計上されていないため、これから貸倒損の計上額は増加することが見込まれるが、2017年～2021年度に計上された貸倒損は10社合計で約110億円となる。
- また、撤退等を余儀なくされた小売電気事業者の中には、1社あたりの託送料金やインバランス料金の未払い額が大きく、スイッチング需要家数も多いなど、社会的な影響の大きい事業者も見受けられるところ。

（出典）一般送配電事業者への聞き取り調査に基づく。

	託送料金	インバランス料金	スイッチング需要家数
A社	約16億円	約200億円	約5,000件
B社	約1000万円	約190億円	約35,000件
C社	約4億円	約23億円	約6,000件

(参考) 前回の委員会における委員のご意見の概要 (1 / 4)

(大橋委員)

- インバランス料金等の未払いの件については、**報告徴収等ができるようにしておくことが需要家保護の観点からも重要**だと思う。

(村松委員)

- 論点 1 は、前々回いろいろと指摘をしたが、ストレステストの結果公表ありきではなくて、需要家への情報提供が何を目的として、どのような情報を提供すべきなのか、そもそものところを整理する必要があるということで、需要家保護と国民負担の 2 つの観点を示していただいた。この 2 つから導き出される情報提供の目的として、小売電気事業者として市場に居続けることで、弊害が生ずる社について市場に対してアラートをかけるということなのかなと。これまでガイドラインや指針への準拠という形で市場の参加として望ましい行為を示してきたが、**財務的な観点で事業継続が難しい社というのはこれまでアラートが発動しなかったで、そういった観点で情報提供ということはあるのかもしれない。**実施にあたっては注意すべき点が 3 つある。1 つ目は、情報の受け手（需要家）がきちんと理解できるものにしないといけない、行動にあたって判断に資する情報なのかということ。専門的な知識がないとわからない情報をいくら出しても意味が無い。2 つ目に提供する情報をつくるためには事業者側の負担もある。一部の困った事業者のために全体のコストをあげていくのかという問題がある。3 つ目として公開される情報の信頼性。問題がある事業者の情報としても公にすることのインパクトは大変大きいので、きちんと正確な情報を提供しないといけない。そういったことを考えた時のやり方として、たとえば、小売登録の入口で審査していると思うが、その更新制度を設けるということはあるのかもしれない。更新の手続きとまではいかなくても、更新のタイミングで必要な財務情報をもらって、分析した上で、危ないところをあぶりだしてということもある。ストレステストに行く前にもっと丁寧な話をしていくべきではないかという観点から申し上げている。

(参考) 前回の委員会における委員のご意見の概要 (2 / 4)

(大石委員)

- 前回、事業者の機微情報をだすのはどうかという意見があったが、そうはいつでも自分は消費者がリスク管理ができていないような好ましくない事業者を選んでしまうのはどうかと思っていたが、たしかに村松委員のご指摘のとおり、どういう情報なら消費者に伝わるのかが大事だと思った。機微な情報だから出してはいけないということではなく、**需要家が不測の事態に陥らないようにするために情報提供をすることが重要。**

(岩船委員)

- **託送料金等の未払いがあってもその事実を知ることがないというのは問題。FIT賦課金の未払いは公表しているので、同様に託送料金も公表されるべきだ**と思う。託送料金未払いは全体の国民負担にもつながるものだし、資料中の額も大変大きいと思う。額はもっと前にだしていくべき。論点2は小売電気事業者が必要だと思うのであれば取り組んでいいと思う。自分は供給地点番号ベースの管理でもいいと思っている。引っ越しした場合に料金を回収できないということはあるかもしれないが、電気料金のためだけに引っ越しするということもあまり想定されないので、供給地点番号ベースのリスト管理だけでも十分なのではないか。小売電気事業者の責任を一定緩和する方向の議論だと思うが、どれくらい緩和することを事業者が望むかわからないので、まずは事業者から今の問題をきいていただいて、整理・議論を行っていければと思う。

(澤田委員)

- 小売電気事業者とはという本質の枠組みも大事だが、**せっかく新たなビジネスモデルがでてきたのであるから、そういうものを生かす方向で検討いただきたい。**

(参考) 前回の委員会における委員のご意見の概要 (3 / 4)

(松村委員)

- 自社のグループや特定の顧客への供給を念頭においているビジネスというのは、そのまま聞くと怪しげな事業者だと思うかも知れないが、こういうビジネスモデルはある種METIが推進してきたものであるということを認識する必要がある。もともとの議論で需要家が直接市場にアクセスしたいというニーズが一定あったが、それは小売電気事業者を子会社なり関連会社なりでつくれば、目的は達成されるはずであって、間接的にアクセスできるということで整理してきたと思う。このような経緯から急にはしごを外すといったことがないように。たしかに**広く一般の需要に電気を供給する小売電気事業者と全く同じ規律を課す必要はないと思う**が、もし規律をはずしていくということであれば、もともとあった問題はどうか、この点も考えてほしい。

(四元委員)

- 論点1のところは、**昨今の状況を見るに、社会的コストは無視できないので、何らか対策がいる**と思う。何らかのリスク情報を出すということが、ご懸念のような早期に前広に情報を出すことはつながらないと思うのだが、例えばということで、未払いのタイミングで知らしめることをご提案いただいた。未払いが発生すれば、程なくして託送契約解除されて、スワップすることになると思うので、このタイミングでの公表がどこまでの効果があるかわからないが、何か対策はしないといけないということを考えると事務局案に賛成。今後、具体的にどんな情報をだすとか詰めていってほしい。論点2も進めていただければと思うが、事業者がコストと比べて行うかということが肝だと思うので、事業者の意向を確認しながら進めてほしい。論点3も異論ない。**現行の小売電気事業者に位置づけることに無理が生じていると思うので、それぞれのビジネスにそった整理を考えてもいいのではないか。**

(参考) 前回の委員会における委員のご意見の概要 (4 / 4)

(秋元委員)

- 論点 2 は情報共有することだと思うが、コストもあると思うので、事業者と議論を重ねてどういった対応があるのか、考えてほしい。全体的に異論はない。

(谷口オブザーバー)

- 新たなビジネスモデルについて、これらが電力市場の中でうまく機能していくように議論していくことには賛成。ただ、我々小売電気事業者はさまざまな規制の中で事業をやっているの、たとえばビジネス①のようなモデルにおける、**ネットワーク利用、託送料金の負担あり方など、事業者間の公平を考えた上での見直しをお願いしたい。**

(平岩オブザーバー)

- 論点 1 について、一般送配電事業者では料金回収に最大限につとめているが、p 5 のとおり10社合計で450億円にものぼっており、未収金の額は相当な額になっている。このような未払いは、一般送配電事業者の収支への影響のみならず、託送料金の増加につながり、すべての小売電気事業者ひいては、国民の皆様のご負担増加への懸念があるところ。一般送配電事業者がすべての小売電気事業者の資金調達の状況を把握することは難しいため、リスクの回避に向けて、**国が情報を把握し、相応の措置を講ずることについてぜひ検討してほしい。**一般送配電事業者としても実務面での検討への協力等を行っていきたい。

(参考) 電気事業法等参考条文

○電気事業法

(変更登録等)

第二条の六 小売電気事業者は、第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～4 (略)

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二条の四第一項第一号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

(承継)

第二条の七 **小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割（小売電気事業の全部を承継させるものに限る。）**があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(参考) 2020年度版 電気事業法の解説 (抄)

一 小売電気事業者の地位の承継【第1項】

(1) 小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割（小売電気事業の全部を承継させるものに限る。）があつた場合には、**相続人等は、事業内容を全て引き継ぐことになる**ことから、第2条の5第1項第1号から第3号までの登録拒否事由に該当する場合を除き、相続人等がその小売電気事業者の地位を承継することとし、**権利関係の明確化を図る**とともに、**別途の登録申請を行うという手続の重複を避ける**こととされた。

(2) なお、相続人等が第2条の5第1項第4号に該当する場合については、これをもって小売電気事業者としての地域の承継を認めず小売電気事業を営むことを妨げることは、却って被相続人等である小売電気事業者から小売供給を受けていた電気の使用者の利益を阻害してしまうという可能性も否定できない。

このため、まずは承継を認めた上で、必要に応じて業務改善命令を発動することにより、電気の使用者の利益の保護を図ることが適当であると考えられることから、承継を認めない事由からは除外することとされた。

新たな課題に応じた規制の在り方（小売登録審査・モニタリングの在り方）

- 令和3年2月17日に開催した本小委員会において「小売電気事業者の登録審査については、当面、慎重に行う必要がある」と整理したことを踏まえて、現在、小売登録申請の書類として、直近の貸借対照表及び損益計算書の提出を義務づけて財務状況を確認し、必要に応じて、収支計画等を確認しているところ。
- 卸電力取引市場価格のボラティリティは一層高まっており、小売電気事業のリスクが大きくなっていることを踏まえて、小売登録審査の在り方や小売登録後の事業の実施状況に対するモニタリングの在り方を強化することが必要である。
- 小売電気事業者の市場リスクに対する耐性については、ストレステストを行うことが有効であると考えられるところである。
- 燃料価格や卸電力取引市場価格の高騰等により、小売事業者の破産が相次いだ英国においては、規制機関であるOFGEMが、本年1月以降、小売事業者の情報を収集し、ストレステストを実施しているところである。
- 3月25日に開催した本委員会において、電力・ガス取引監視等委員会においてストレステストの在り方の検討を進めることとしたところであるが、**今後、電力・ガス取引監視等委員会から報告を受け、本委員会においても議論を行うこととしてはどうか。**
- また、**ストレステストの在り方を踏まえて小売登録審査やモニタリングの在り方について検討を進めていくこととしてはどうか。**

(参考) これまでの登録審査・モニタリング関連のご意見 (1/2)

● 1月25日

(ストレステスト関連)

- 重要なことは需要家を守ることであって、事業者を守ることではない。もちろん、小売事業者は必要であるし、その役割を果たしてもらいたいが、小売事業者に対して一層のリスク管理を要求していく、事業体制等に関するストレステスト等を徹底していくべき。
- 自らリスク管理評価を行わない事業者がそれなりにいるといった中で、新規参入が多数いることをそれだけで良しとはできない環境になってきて、需要家保護の観点が第一に懸念される。もう一つ、電気事業法の目的である電気事業の健全な発達にも沿っているのか、ということも疑問符がつかざるをえない。

(モニタリング関連)

- 需要家保護については、登録時の審査で入口を狭めるべきか、それともその後の審査を設けるべきか、という話。現在、審査は登録時のみで、登録後は、監視委員会が小売事業者の行動面で不具合があれば指導が行われるという組み合わせであると理解しているが、例えば、ガイドラインの準拠状況のセルフチェックとか、そういったものの組み合わせで、登録後の活動に対する審査を設けることを検討したらどうかと思う。

(参考) これまでの登録審査・モニタリング関連のご意見 (2/2)

● 3月25日

(登録審査関連)

- BS、PLの他に収支計画をもらって、登録審査の過程で色々ディスカッションをして、事業者として名乗りをあげた人に必要なリスク認識を持ってもらう意識改革なのか、そうではなく具体的な数値基準を設けて登録できる要件はこれですというものを設けるのか、ここがだいぶ違う。
- 直近の貸借対照表や損益計算書は一断面の財務状況を示しているに過ぎないので、金融機関の目線としては収支計画を提出いただいたり、事後の収支報告の提出を求めることは、需要家保護の観点に立っても違和感ない。色々な規模の事業者があるので、無用な書類作成の負担にならないように、フォーマットを用意するなど、過度な負担にならないように配慮することが必要。

(モニタリング関連)

- 入口では基本的には登録を認めて、その後、コミュニケーションをよくとる、1年間毎月収支計画を出させるというのは、どういう制度のあり方なのかよくわからない。やってはいけないと言っているわけではないが、行政としての立ち位置が非常に見えにくい。
- 事後監視だったり、ストレステストをやった結果、もし、今、ビジネスをやっている事業者がNGだった場合に、対応や出口についてもあわせて考えておくべき。不適切、不適格であるから即退場ということではないと思うが、一定の改善期間を設けて指導を行い、改善がない場合には公表という手段が常套手段として考えられる。この辺りの出口も併せて検討が必要。

● 5月27日

(モニタリング関連)

- 小売登録の入口で審査していると思うが、その更新制度を設けるということはあるのかもしれない。更新の手続ききとまではいなくても、更新のタイミングで必要な財務情報をもらって、分析した上で、危ないところをあぶりだしてということもある。ストレステストに行く前にもっと丁寧な話をしていくべきではないかという観点から申し上げている。

(参考) 対応の方向性

- 市場のボラティリティが高まっている情勢の中で、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることが必要。
- このため、**小売登録審査や、登録後の事業監視の在り方について、監視委員会とも連携して、検討を進める**こととしてはどうか。
- 具体的には、これまでの法執行の運用、諸外国における取組も踏まえ、例えば、以下の対策について検討していくこととしてはどうか。
 - ①登録審査における収支計画の提出
 - ②登録後の事業者からの収支報告の提出
 - ③登録後の事業者に対するストレステスト(国内事業者に対する実態調査、海外調査等を踏まえ、更に要検討)

< 1/25本委員会における委員御指摘 >

- 重要なことは需要家を守ることであって、事業者を守ることではない。もちろん、小売事業者は必要であるし、その役割を果たしてもらいたいが、小売事業者に対して一層のリスク管理を要求していく、事業体制等に関するストレステスト等を徹底していくべき。
- 自らリスク管理評価を行わない事業者がそれなりにいるといった中で、新規参入が多数いることをそれだけで良しとはできない環境になってきて、需要家保護の観点から第一に懸念される。もう一つ、電気事業法の目的である電気事業の健全な発達にも沿っているのか、ということも疑問符がつかざるをえない。
- 需要家保護については、登録時の審査で入口を狭めるべきか、それともその後の審査を設けるべきか、という話。現在、審査は登録時のみで、登録後は、監視委員会が小売事業者の行動面で不具合があれば指導が行われるという組み合わせであると理解しているが、例えば、ガイドラインの準拠状況のセルフチェックとか、そういったものの組み合わせで、登録後の活動に対する審査を設けることを検討したらどうかと思う。

(参考)対策①：収支計画の提出

- 現行の電気事業法の登録拒否基準及び審査基準においては、「その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」について、登録を拒否できることを定めている。この規定は、小売電気事業を適切かつ確実に遂行できる見込みがないと認められることなどにより、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる場合に、登録を拒否しなければならない趣旨。
- この基準に照らして、申請者の財務状況や収支の見通しも踏まえて、登録の可否を慎重に検討することが必要であると考えられる。
- 現在、小売登録申請の書類として、直近の貸借対照表及び損益計算書の提出を義務づけて財務状況を確認し、必要に応じて、収支計画等を確認しているところである。
- 今後は、
 - － 全ての申請者に対して、電源の調達価格等について先物市場の動向等を踏まえて適切性を確認するため、収支計画の提出を電気事業法令に位置付ける方向性で、審査基準の在り方と併せ、詳細を検討することとしてはどうか。
 - － 特に、収支計画の内容について、例えば、赤字が継続し債務超過に陥るような場合には、需要家保護の観点から望ましくないと考えられるが、どのような審査基準を設定することが必要か。
- なお、この改正までの間は、従来どおり、必要に応じて追加書類として提出を求め、その内容について確認を行うこととしてはどうか。

(参考) 対策②：登録後の収支報告

- 小売登録後も、市場価格の動向等によっては、収支計画が予定どおりに実現しないことが考えられる。
- 収支が悪い場合には、小売電気事業者において需要家の円滑なスイッチングを検討することが必要な場合もあるため、登録後も、一定期間、小売事業の収支を定期的にフォローアップし、今後の事業運営の道行きについて事業者とコミュニケーションをとることが必要ではないか。
- 具体的には、当面の間、登録時に、事業開始時から1年間、毎月の収支を報告することを条件として付すこととしてはどうか。
- 1年を経過した後のフォローアップについては、ストレステストの検討の中でその在り方を検討することとしてはどうか。

(参考) 対策③：ストレステスト、その他の対策

- 小売電気事業者が市場価格の変動等に対してどの程度耐えられるのか確認するストレステストは、事業の安定性を確認する上で効果的な手法と考えられる。
- 英国においては、1月から、OFGEMが、小売事業者のストレステストを開始しているところである。
- 海外調査においても、**英国のストレステストを含む諸外国における規制動向**についても調査することとしており、調査結果も踏まえて、電力・ガス取引監視等委員会において、ストレステストの在り方について検討を進めることとしてはどうか。
- また、海外調査や3月18日まで実施した実態調査の内容も踏まえて、**さらなる対策の必要性についても検討**することとしてはどうか。

(参考) 電気事業法等参考条文①

○電気事業法

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～三 (略)

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 (略)

(登録等の条件)

第百条 登録、変更登録、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(参考) 電気事業法等参考条文②

○電気事業法施行規則

(小売電気事業の登録申請)

第三条の五 (略)

2 (略)

3 法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、**最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書**

五～七 (略)

4 経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写し**その他の必要と認める書類の提出を求めることができる。**

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1) 第2条の2の小売電気事業の登録 第2条の2の小売電気事業の登録に係る審査基準については、第2条の5第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

① (略)

② 小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること**その他の理由により、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者**

(参考) 2020年度版 電気事業法の解説 (抄)

「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」(第4号)に該当する者とは、例えば、
(i) 最大需要電力を適切に見込んでいないこと、出力変動を考慮せずに太陽光発電や風力発電を供給能力と見込んでいること等の理由などにより、需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる場合、(ii) **小売電気事業を適切かつ確実に遂行できる見込みがないと認められることなどにより、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる場合などが考えられる。**

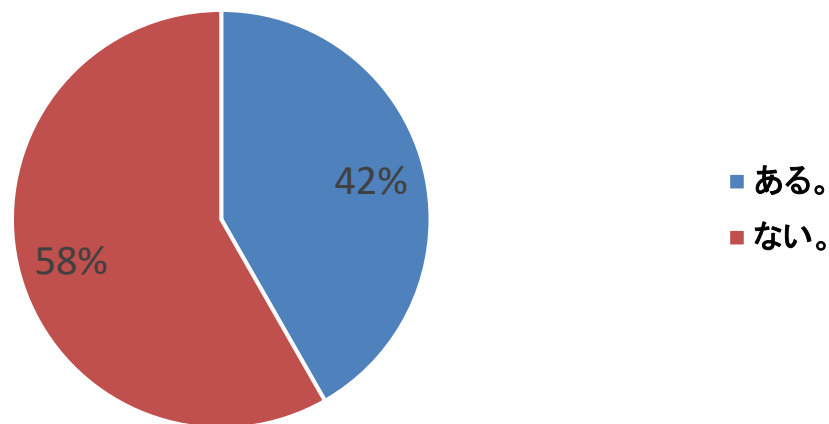
- 前々回のアンケート結果によれば、小売電気事業者の約4割が、電気料金を未払いのまま顧客がスイッチングする事例を経験。このような事例は、**需要家間の公平性**、ひいては、**電気事業の健全な発展**の観点からも課題であると考えられる。
- 他方、こうした課題への対処には、**事業者の枠を超えた仕組みが必要**と考えられる。
- 例えば、携帯電話業界では、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的とする**一般社団法人において信用情報の交換を行うことで、未払いを防止するスキームを構築**しているところ。
- このような仕組みの実現のためには、**各小売電気事業者**の具体的な行動（**顧客情報の提供・共有、そのためのシステム開発**）が必要となると考えられるところ、どのような情報をどのような形で共有することが業界全体のために必要かなどの**共通理解が不可欠**。
※逆に、各小売電気事業者がこのような取組を行うにあたり、便益よりコストの方が大きいようであれば、こうした仕組みの実現は困難。
- このため、今後、**小売電気事業者の意向を丁寧に確認**していくこととしてはどうか。

(参考) 4. 需要家保護のあり方⑪

2022年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会資料3-3より

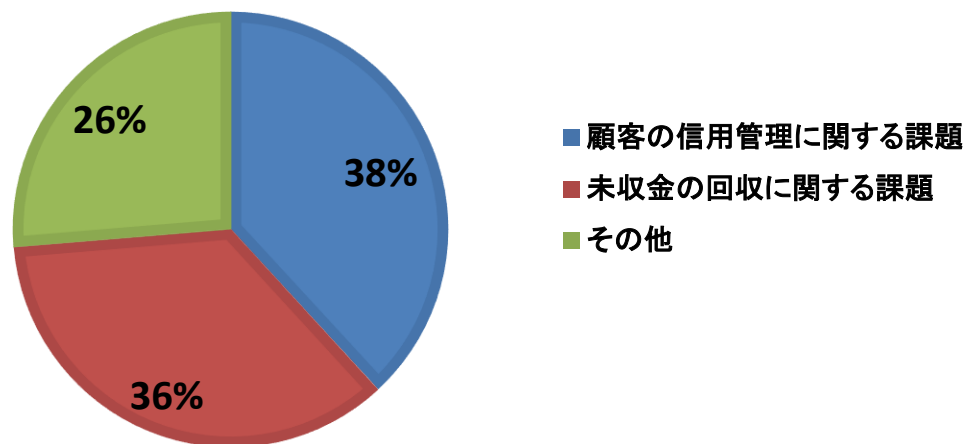
【Q14-1】電気料金を未払いのまま、需要家がスイッチングや転居等した事例があるか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】113社



【Q15】顧客管理の課題等（例：未収金管理）について自由に記載してください。

【回答数】76社



(参考) 携帯電話業界における顧客情報の共有スキーム

2022年5月27日 電力・ガス基
本政策小委員会資料3-3

管理主体	一般社団法人 電気通信事業者協会
加入メンバー	携帯電話事業者 (MNO/MVNO)
情報交換の目的	料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としている
共有されている情報	氏名、生年月日、性別、住所、契約解除前の携帯電話・PHSの電話番号等、連絡先電話番号、料金不払いの状況
本人確認	携帯電話不正利用防止法上の義務

(出典)
一般社団法人 電気通信事業者協会 HP
不払者情報の交換
<https://www.tca.or.jp/mobile/nonpayment.html>

規制の合理化の在り方

- 前回課題提起させていただいた新たなビジネスモデルの4 類型については、電力自由化の中において多様なビジネスモデルを認めていく方向で御議論いただいたと理解しているところ。
- 規律の合理化に向けて、既存の小売電気事業者や小売電気事業への参入を検討している事業者にはビジネスの実態を確認するとともに、こうしたビジネスモデルに取り組んでいない他の小売電気事業者も含め、**丁寧に意向を確認しながら、検討を進めていくこととしてはどうか。**
- 今後、検討すべき論点としては、以下の項目が考えられるが、この他にも論点があるか。
 - ① **電力システムに積極的に取り入れていく意義**
 - ② **電気事業法、託送供給等約款、広域的運営推進機関や日本卸電力取引所の諸ルールにおける規律の在り方**
 - ③ **他の小売電気事業者等との間における託送料金の負担等、事業者間の公平性** 等

論点3：小売電気事業に係る新たなビジネスモデルについて（1／2）

2022年5月27日 電力・ガス基本
政策小委員会資料3-3

- 小売全面自由化以降、700者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初は想定していなかった、**新たなビジネスモデル**が出現。
 - ① **自社グループ会社に対して電力供給を行うことを主目的とするもの：**
チェーンストアなど、自社グループ内企業向けに、効率的な電力調達や非化石価値付き電気の供給のため、グループ内に小売電気事業者を立ち上げ、グループ会社の電力調達・供給を一括して行うビジネスモデル。
 - ② **蓄電池を活用し、電力市場取引における需給安定化等を主目的とするもの**
卸電力市場の価格が安い時間帯に電力を購入し、市場価格が高い時間帯に放電を行うビジネスモデル。
 - ③ **トレーディングを主目的とするもの**
現物市場や先物市場を活用し、電力や燃料の取引を行うことで利益の獲得や変動抑制を狙うビジネスモデル。
 - ④ **卸供給を主目的とするもの**
自らは発電設備を有しないが、発電事業者との相対取引や卸電力市場を通じて電力を調達し、小売電気事業者に対して相対取引や卸電力市場を通じて売電。小売電気事業者から電力調達の委託を受けて、こうした業務を行っている事例（親BGを兼ねているケースも多い）もある。

論点3：小売電気事業に係る新たなビジネスモデルについて（2／2）

2022年5月27日 電力・ガス基本
政策小委員会資料3-3

- こうしたビジネスモデルは、厳密には、小売電気事業とは考え難い※¹が、将来的に「一般の需要」に応じ、「電気を供給する」という計画が示されれば、登録が認められる。
- 一方、現行の小売電気事業規制は、「一般の需要」への供給を前提としているところ、必ずしも①～④のようなビジネスモデルを念頭においたものではない。
- こうした実態を踏まえ、小売電気事業規制は如何にあるべきか。
特に、①～④のようなビジネスモデルは、電力システムにおけるビジネスモデルとして認められていくべきものであるか。そうであれば、今後どのような規律が必要又は不要と考えられるか※²。

※ 1 電気事業法上、小売電気事業者は「一般の需要に応じた電気を供給することを事業とし、登録をうけた者」と定義されており、ここでいう「一般の需要」とは、電気事業法のコンメンタールによれば、現在存在している使用者に対してのみされるのではなく、潜在する需要に対しても、それが顕在化したときには供給することを意味しているため、電力の供給を希望する一般の需要家の需要を意味している。また、「電気を供給する」とは、同コンメンタールによると、最終的に電気を使用する者に対する電気の供給を意味しているため、一般の需要家への供給を意味している。このため、前述の①～④の事業を専ら行う場合には、一般的には、電気事業法が当初想定した小売電気事業者には該当しないこととなる。

また、①、②の事業については、需要場所（グループ企業の建物・工場、蓄電池の設置場所）への電気の供給を確保するために、一般送配電事業者による接続供給を受ける必要があるが、接続供給は、電気事業法第1条第1項第5号にその定義が定められており、①小売電気事業の用に供する場合と、②自己託送の用に供する場合に限定されており、前述の①、②の事業のみを行う場合には、接続供給を受けることができない。

③、④の事業については、現物の電力の取引を行うことを想定されてJEPXが設立されたことから、取引会員規程において、接続供給契約を締結していること等が資格要件として定められている。

※ 2 小売電気事業者は、一般の需要に応じた電気の供給を行うことを前提に、需要家保護の観点から供給条件の説明義務や書面交付義務等の規制がかけられていることに鑑みれば、このような新しいビジネスモデルにおいて必ずしも小売電気事業者と同様の規制となるとは限らないとも考えられる。

○電気事業法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業者、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。
- 四 (略)
- 五 接続供給 次に掲げるものをいう。
 - イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。
 - ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六～十八 (略)

2～4 (略)

(登録の取消し)

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

「一般」とは、不特定多数をいうが、何をもって不特定多数といい、多数というかは、社会通念上決せられるべき性質のものである。電気の供給は、**最終的に電気を使用する者に対するものと電気の供給を行う事業者**（小売電気事業者、一般送配電事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者）に対するその事業の用に供するものに大別されるが、後者について言えば、その相手方が特定されることから、不特定多数に対する供給とはならず、**「一般」とは原則として前者であることが必要となる**。しかしながら、前者であっても、例えば、自己の社宅に対する供給のように自家発自家消費と同等のものとみなし得る場合や、自己の子会社に対する供給のように供給者と使用者の密接な関係があるような場合については、その供給はその特別の関係に基づいて行われるものであるから、不特定多数とはならず、「一般の需要に応じ」て「電気を供給する事業」にはならない。

最終的に電気を使用する者に対する電気の供給を考えた場合、現実のある時点をとってみればその時点における実際の供給の相手方は特定されていることから、ここでいう不特定とは将来における不特定性に着目しているものであり、「一般の需要」とは、時の経過とともに次第に現実の需要として累積する将来の不特定の需要をも包括した概念であると考えられる。したがって、「一般の需要に応じ電気を供給する」とは、電気の供給が現在存在している使用者（顕在的需要）に対してのみなされるではなく、潜在する需要（潜在的需要）に対しても、それが将来顕在化したときには供給するということを意味し、需要の増減、すなわち電気の使用者の増減があつたとしても、**常に、「すべての電気の使用人」に対して電気の供給を行う**ことを意味している。

(参考) JEPX取引会員規程 (抄)

(取引会員適格)

第2条 本取引所は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「取引会員適格者」という。）に、本取引所の取引会員たる資格を付与することができる。

- (1) 一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者（ただし、当該接続供給契約における契約者が複数の場合、代表契約者に限る。）ただし、旧一般電気事業者においては接続供給契約に準ずるもので代替することが出来る。
- (2) 一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者 ただし、旧一般電気事業者においては発電量調整供給契約に準ずるもので代替することが出来る。
- (3) 一般送配電事業者との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者
- (4) 前三号に該当する者から依頼を受けた者（ただし、依頼した者は取引会員であってはならない）
- (5) 前各号のほか、本取引所が適格と認めた者

(参考) 2020年度版 電気事業法の解説 (抄)

「一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて」とし、指定法人制度を採用する理由については、このような措置を講じることにより、経済産業大臣は当該指定を受けた卸電力取引所を通じて卸電力取引市場に関する情報の把握ができるようになるとともに、当該卸電力取引市場に関する情報の把握ができるようになるとともに、当該卸電力取引所を通じ、卸電力取引市場における電力の売買取引について一定の規律を働かせることも可能となるためである（詳細後述）。

他方、卸電力取引所については、発電事業者や小売電気事業者を始めとする電気事業者に対して円滑な売買取引ができる機会を提供するとともに、指標性を有する適正な価格を形成することを目的とするものであることから、この市場における主たる市場参加者は電気事業者であり、限定的な参加者の間で（差金決済を伴わない）現物の電力の取引を行うことが想定される。

このため、「人の一定種類の行動を一般的に禁止した上で、この一般的禁止を行政機関が特定の場合について解除し得ることとする」法制である許可制を採用する積極的な理由がなく（詳細後述）、経済産業大臣による指定制度を設けることによって卸電力取引所を適切に監督し、当該卸電力取引所を通じて市場運営の状況を経済産業大臣が把握した上で、仮に問題がある場合にはこれを是正することができる制度を構築することができれば、卸電力取引市場の目的を達成することが十分に可能であるものと考えられる。